

平成15年4月15日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理』に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

3月5日に貴会より公表されました掲題 検討状況の整理に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂き度く、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 減損の兆候

企業の保有する固定資産は優れて個別性の高いものであり、減損の兆候等について詳細に一律の数値基準を規定することは却って実態と乖離する懸念があると思われる。特に以下については、夫々の実態に則した取扱いができるよう見直すべきと考える。

- ・過去2期及び前期と当期見込みの営業損益またはキャッシュフローがマイナスの場合（第8項）と特定せず、「相当期間（概ね3年程度）継続し、または継続見込みであり、かつ使用開始時の事業計画を大きく下回っている場合等」とする。
- ・市場価格の著しい下落の目安を30%（第11項）としているが、使用期間による市場価格の下落幅は資産の種類によって大きく異なっており、一律の目安を示すことはなじまないと考えるが、著しい下落の目安をどうしても示す必要があるとのことであれば、総合的に判断し50%程度とするのが妥当と考える。

「当初の予定よりも著しく早期に処分する場合」とあるが、この場合 実際の処分前に処分決定が為された時点で減損兆候の検討を要すると考えられるが、処分決定の定義、具体的要件を明示願いたい。（第9項）

2. 減損損失の認識の判定

既に意見書には経済的残存使用年数が20年を越えない場合と20年を越える場合の割引前将来キャッシュ・フローの算定方法が示されているが、20年を超える場合であっても将来キャッシュ・フローが合理的に見積もれる場合でかつ土地が主要な資産とならない場合は米国基準と同様に主要な資産の経済的残存使用年数での割引前将来キャッシュ・フローの使用も認めるべきと考える。

尚、割引前将来キャッシュ・フローは、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを反映させないとする手法には賛成する。（第14項）

3. 主要な資産

土地等の非償却性固定資産を主要な資産と判断する際に、資産グループに占める当該非償却性固定資産の帳簿価額の割合として例示されている「おおむね 30%以上」につき、根拠を示して頂きたい。(第 17 項)

共用資産が主要資産に該当することは有り得ると考えることから、第 18 項は削除頂きたい。(第 18 項)

4. 減損損失の測定

減損損失は、当該資産グループの各構成資産の帳簿価額に基づいて比例配分すると記載があるが、各構成資産に含まれる個別資産のアイテム数は非常に多く、個別資産毎に厳密に減損損失を配分するには実務上手間がかかるし、またその後の減価償却費の会計・税務の二重計算の実務負担がでてくる。主要な資産をいくつか選択のうえ配分する、或いは非償却性資産部分に優先的に配分するなど簡便法の採用も検討願いたい。(第 20 項)

5. 回収可能価額の算定

重要性の有無についての基準が明らかではないが、仮に重要性ありとされた場合、不動産については不動産鑑定評価基準に基づく評価が、その他の固定資産についてはコスト・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチに基づく評価が市場価格として使用されると理解する。しかしながら、不動産等で減損損失の測定単位毎に鑑定評価の取得を行うことは企業にとり相当のコストアップとなることから、市場価格とする評価額には、市場価格を反映したと認められる各種指標（公示価格、基準価格）等の利用を認めるべきであると考えます。(第21項)

将来時点における正味売却価額算定にあたっての「将来時点の収益率」（最終還元利回り）は如何に算出するのか。又、最終還元利回りを用いる方法が困難な場合として、「現在の正味売却価額から適切な減価額を控除する」とあり、減価額は定額法や定率法などの方法により簡便的に算定することを認める（第 82 項）とあるが、具体的な計算方法の例示を示して頂きたい。(第 22 項)

6. 使用価値

第 24 項に「将来時点における使用価値は、当該時点以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいて、当該時点の現在価値として算定される」とあり、又、第 25 項の（3）において「中長期計画の見積り期間を超える期間の将来キャッシュ・フロー」の算定方法について言及されているにも係わらず、第 85 項の「ただし—」以下で「通常、長期間経過後の将来キャッシュ・フローを合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もることは困難」と記載することは、実質的に長期的な将来キャ

ッシュ・フローの使用を否定することになりかねない。第 85 項のこの部分は「長期経過後の将来キャッシュ・フローを合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もることが困難な場合は」とすべきである。(第 24、25、85 項)

7. 使用価値の算定に際して用いられる割引率

割引率算定にあたり(1)から(3)の方法による算定が困難な場合に(4)のノンリコースでの資金調達を行った場合の利率を代替的に用いることが出来るとあるが、かかる方法が無条件に認めて頂きたい。(第 30 項)

8. 共有資産の取扱

共有資産を含めた大きな単位で計上する減損損失を共用資産を含む各資産または資産グループに再配分することが、再配分しない場合に比し実務上の事務負担が相当に大きいと判断される場合、共有資産を含む減損損失を一括計上してもよいのではないか。(第31項)

共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する資産または資産グループに当該合理的な配賦基準で配分することができるとあるが、具体的な例示を示して頂きたい。(第32項)

9. 減損処理後の会計処理

減損損失計上後に期間損益として配分される減価償却額と損金経理を要件とする税務上の減価償却額との関係の整理等、税法との調整を図って頂きたい。

又、減損処理後、処分が予定されている場合でも、残存価額まで減価償却を行うとあるが、売却先との契約成立等により、正味売却価額が確定した場合は、それ以降の減価償却は行わないと考えるが、その旨を明記願いたい。(第38項)

10. 注記事項

使用する割引率は、資産または資産グループにより異なる場合があること、連結グループにおいては各社の状況が異なること、また、回収可能価額の算定においては割引率のみに依存していることではないこと等から、割引率を注記対象とすることは必要ないとする。(第40項)

11. 中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い

中間会計期間の減損処理の洗替は行わないとする結論には異議はない。
ただし、金融商品では、年度決算との整合性から一定の場合において洗替処理の適用がある一方、固定資産では、減損損失の認識が正味売却可能価額を基にしている場合でも洗替処理が行われないことに対する理由を明らかにして頂きたい。(第41項)

12. 本検討状況の整理以外の事項について

実施時期について、意見書には平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 30 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げないとなっているが、16 年 3 月 31 日より前に終了する事業年度についても早期適用を認めて頂きたい。例えば、これが認められない場合、親会社が 2003 年度から減損会計を早期適用する場合、現状では 3 月決算以外の子会社は、減損会計を適用する体制や条件が整っていても 2004 年度まで減損会計を適用できないこととなり、連結決算上親会社との間で期ズレの処理が生じることになる。

以 上